

光南台中学校区で統一しています。ご確認ください。

例) 体調が悪く欠席をした。翌日インフルエンザと診断された。

1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12
【体調不良】 欠席 ←	インフルエンザ と診断される 出席停止					

◎インフルエンザと診断されれば、連続している欠席は、インフルエンザによるものとして、ふり返って（1/6は）出席停止になります。

例) 高熱等、インフルエンザの疑いがあり早退した。

1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12
【発熱】 早退	出席停止					

◎1/6は「早退」となり、翌日からが出席停止です

例) 治癒証明書をもらうために受診して、遅刻した。

1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12
出席停止					《受診》 遅刻	

◎1/11は「遅刻」となります。

例) 治癒証明書をもらうために受診し、受診した日から登校可能と診断されたが、念のためもう1日欠席させた。

1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12
出席停止					《受診》 欠席	

◎治癒証明書に登校可能と書かれた日を基準に、出席停止期間とします。

1/11は「欠席」となります。

インフルエンザの出席停止期間は

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
（発症した翌日を第1日目として数えます。）